

被災者健康支援事業（歯科口腔保健支援事業）について

1 事業概要

- (1) 対象者 応急仮設住宅等に入居する被災者
 (2) 事業期間 平成23年度から27年度まで（5ヶ年事業）
 (3) 事業内容

応急仮設住宅等に入居者に対して、集会所等を会場に、口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、歯科医師・歯科衛生士による歯科保健指導、歯科相談を実施する。

① 歯科保健指導

- イ 歯科医師による講話
 ロ 口腔ケア指導
 ハ 口腔体操指導

② 歯科相談（希望者に対する個別相談）

- (4) 事業主体 法人等
 (5) 補助対象経費

市町村からの要望により、実施法人が当該事業を実施するのに必要な経費（人件費、旅費、医薬品費、事務費について、予算の範囲内）

- (6) 補助率 10/10

2 平成23年度の実績

法人名	実施時期	実施地域	箇所数	人数
(社)宮城県歯科医師会	H23年11月 ～H24年3月	6市4町 (石巻市、気仙沼市等)	89箇所	771人
(医)くさの実会	H23年12月 ～H24年3月	2市 (気仙沼市等)	12箇所	116人
計			101箇所	887人

3 平成24年度の実施計画

法人名	実施時期	実施地域	箇所数
(社)宮城県歯科医師会	H24年4月 ～H25年3月	4市4町 (石巻市、気仙沼市等)	91箇所
(医)くさの実会	H24年4月 ～H25年3月	2市 (気仙沼市等)	24箇所
計			115箇所